

## 司法修習委員会（第22回）議事録

### 1 日時

平成24年9月5日（水）午後3時から午後4時05分まで

### 2 場所

最高裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）井窪保彦，今田幸子，翁百合，鎌田薫，酒巻匡，鈴木健太，高瀬浩造，高橋宏志（委員長），林眞琴，安井久治（敬称略）

（幹事）秋吉淳一郎，天海義彦，小野寺真也，小山太士，笠井之彦，木村光江，小林克典，小林宏司，小山紀昭，谷眞人，巻之内茂，松並孝二，村田渉，山本和彦（敬称略）

### 4 議題

#### （1）意見交換

貸与制規則改正案について

#### （2）今後の予定について

### 5 配布資料

#### （資料）

4.4 司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則

#### （案）

### 6 議事

#### （1）委員及び幹事の交替

大仲委員に替わり林委員が，流矢幹事，大谷幹事，升味幹事，関幹事に替わり天海幹事，小山紀昭幹事，谷幹事，松並幹事が新たに任命された旨の報告

#### （2）報告

笠井幹事から，第21回委員会以降の司法修習の実施状況及び法曹養成制度をめぐる昨今の情勢等について報告がされた。

(高橋委員長)

選択型実務修習の改善方策については、当委員会でも御議論いただいたところだが、各地で様々な工夫がされ、選択した修習生の大多数は熱心に取り組んでいるものと承った。

(3) 意見交換

貸与制規則改正案について

(高橋委員長)

司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則の一部改正案について、意見交換をお願いしたい。

まず、笠井幹事に、個々の司法修習終了者の経済的状況を勘案した措置の具体的内容に関する法曹の養成に関するフォーラム(以下「フォーラム」という。)の第一次取りまとめの概要、その後の国会における審議経過及び裁判所法一部改正の内容、貸与制規則改正案の概要等について御説明をお願いしたい。

(笠井幹事)

司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則の一部改正について御説明する。資料44は、司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則(案)である。

フォーラムの第一次取りまとめを受けて、裁判所法第67条の2第3項の一部が改正され、修習資金の返還の期限を猶予することができる事由として、「修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるとき」が加えられた。今回の規則改正は、それに伴い、「修習資金を返還することが経済的に困難である事由」を定めるものである。

規則改正案は、フォーラムの第一次取りまとめの内容に沿ったものとなっているので、まず初めに、フォーラムの第一次取りまとめの内容について、あ

らためて簡単に御説明する。

フォーラムでは、弁護士等を対象に収入及び奨学金等の経済状況調査を実施するとともに、5回にわたり協議を重ねた結果、昨年8月31日、貸与制を基本とする一方、経済的な理由により修習資金を返還することが困難であると認められる者を対象として、貸与された修習資金の返還期限について猶予措置を講ずるべきであるとの第一次取りまとめが行われた。第一次取りまとめでは、講ずべき措置の具体的内容について、貸与制が公的な貸付制度の一つであることに鑑み、他の公的な貸付制度である独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度において、経済困難を理由とする返還猶予事由について、給与所得者については年間収入金額が300万円以下、給与所得者以外については年間所得金額が200万円以下とし、猶予期間は最長5年間とされていることから、これを基本とすることとし、収入・所得基準の適用に当たり、法科大学院在学中の奨学金や教育ローンなど、法科大学院在学中の修学資金であることが明確なものについては、その年間返還額を、年間収入・所得金額から控除することとされている。なお、法科大学院以外の大学院・学部等に在学中の奨学金等や親族からの借入れは、法科大学院在学中の修学資金であることが明確なものには含まれないこととされている。

この第一次取りまとめを受けて、必要な措置を講ずるために、平成23年11月4日、裁判所法の一部を改正する法律案が国会に提出され、一部修正の上、平成24年7月27日参議院本会議において可決・成立し、8月3日に公布された。なお、法案審議の過程で行われた一部修正は、今回の措置を講ずるための改正内容に影響するものではない。

裁判所法改正の具体的内容は、裁判所法第67条の2第3項に、従前から規定されている「災害、傷病その他やむを得ない理由」に起因する修習資金の返還猶予事由に、「修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるとき」を追加するものである。修習資金

を返還することが経済的に困難である事由の具体的内容は、最高裁判所において定めることとされているが、ここまで説明した法改正に至る経緯等を踏まえれば、最高裁判所規則では、フォーラムの第一次取りまとめの内容に沿って具体的事由を定めることが想定されているものと考えられる。

そこで、資料44の改正規則案では、修習資金を返還することが経済的に困難である事由として「最高裁判所の定める事由」は、先ほど御説明したフォーラムの第一次取りまとめのとおり、給与所得者については年間収入金額が300万円以下であること、給与所得者以外の者については年間所得金額、すなわち年間収入金額から必要経費を控除した残額が200万円以下であることとし、給与所得者についてもそれ以外の者についてもいずれも収入・所得金額の算定に当たっては、法科大学院における修学のための借入金の返還額を控除することとしている。

規則案文に沿って説明すると、今回追加する規則第7条の2の1号が給与所得以外の所得を有しない者に関する規定、2号が給与所得以外の所得を有する者に関する規定ということになる。なお、給与所得と事業所得等の他の所得を有する場合には、2号が適用されることになるが、この場合には年間所得金額の算定は、給与収入とその他の収入を合算した金額から、給与その他の各収入に係る必要経費を控除して行うことを考えており、給与収入に係る必要経費については、所得税法上の給与所得控除の金額とすることを考えている。

また、年間収入金額・年間所得金額が基準額以下であるかどうかは、「最高裁判所の定める期間」における収入・所得金額により判断することになるが、猶予の可否は返還期限において修習資金の返還が経済的に困難であるといえるか否かで判断するのが相当であると考えられること、返還すべき年賦金には過去の収入金額が充てられると考えられること等を踏まえ、「最高裁判所の定める期間」は、猶予を受けようとする返還の期限前1年間とするこ

とを考えている。この点に関しては、返還期限が毎年7月25日とされていることもあり、返還期限前1年間の収入・所得をどのような資料に基づいて算定するかも問題となるが、この点は、給与所得者については、所得証明書又は給与証明書等のほか申述書に基づき、給与所得者以外の者については、所得証明書又は確定申告書の本人控え等のほか申述書に基づき、行うことを考えている。

次に、収入・所得金額の算定に当たって控除される法科大学院における修学のための借入金に関しては、法科大学院在学中の奨学金のほか、教育ローン等は、法科大学院における修学のための借入金に該当し、控除の対象となるが、自動車ローンや住宅ローンは、法科大学院における修学のための借入金とはいえないことから控除の対象にはならないと考えている。なお、配偶者及び3親等内の親族からの借入金については、それが法科大学院の費用に充てられたとしても、「最高裁判所の定めるもの」として控除の対象にならないとすることを考えている。

また、1号及び2号のいずれについても、「次条第二項第二号から第五号までに掲げる事由のいずれかが生じたときを除く」こととしている。これは、「次条第二項第二号から第五号までに掲げる事由のいずれかが生じたとき」、すなわち、強制執行を受けたとき（2号）、租税その他の公課について滞納処分を受けたとき（3号）、財産について競売の開始があったとき（4号）及び破産手続開始等の決定を受けたとき（5号）は、直ちに債権の保全・回収を図ることを目的として当然に期限の利益を喪失するものとされていることをも考慮し、経済困難を理由とする猶予を認めることはできないとするものである。

その他、第1条第1項及び第8条の改正は、第7条の2を追加することに伴う形式的改正である。

なお、フォーラムの第一次取りまとめでは、猶予期間についても、日本学生

支援機構の奨学金制度において、最長5年間とされていることからこれを基本とすることとされたところであるが、既存の猶予事由の猶予期間について、下位規範である要綱で「通じて5年を超えることができない。」と定められているところ、経済困難を理由とする猶予の期間についてもこの規定によることを考えている。

最後に施行期日について、御説明させていただく。

一部改正規則の施行期日は、平成24年11月3日としているが、これは裁判所法第67条の2第3項の改正規定が、公布の日、すなわち、8月3日から起算して三月を経過した日である11月3日から施行されることとなっていることから、同法で委任を受けた最高裁判所規則についても同日を施行期日とするものである。

司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則の一部改正の概要等についての説明は、以上のとおりである。

(高橋委員長)

それではただ今の御報告を踏まえて、資料44を前提として御議論をお願いしたい。

(井窪委員)

御承知のとおり、日弁連は、給費制の復活を強く求めており、貸与制そのものには反対する立場を採っている。しかしながら、現実に貸与制が実施されている現在の状況を踏まえると、経済的な事情に基づいて貸与資金の返還猶予を認める制度を設ける必要性は、当然認められるものであって、それについて反対する意見はないと認識している。

笠井幹事から給与所得とそれ以外の所得の両方がある者については、給与所得者以外の者に関する規則第7条の2の2号が適用されるという御説明があった。そして給与所得控除に相当する額を必要経費に含めることを認める運用を考えているとの御説明であった。いわゆる勤務弁護士の場合、その所得

の大半が所属事務所から受け取る給与所得であり、それに若干の、例えば国選弁護事件で得る報酬があるといった例が非常に多いと考えられる。先ほど御説明いただいた運用により、給与所得のみを受けている場合に比べて不利な扱いにならないように重ねて御配慮をお願いしておきたい。

(高橋委員長)

他にいかがか。

実際にどれぐらいの法律家がこの返還猶予の対象となる見込みであろうか。

(笠井幹事)

先ほど御説明申し上げたフォーラムの議論の過程で、経済状況調査が実施された。そのデータによると、修習資金の返還義務を負う、修習終了後6年目から15年目までの弁護士のうち年間所得金額が200万円未満である者の割合が約5.5%であったと伺っている。具体的な見込みと言われると難しい部分はあるが、これが一つの参考にはなるものと思われる。

(井窪委員)

異論を唱えるわけではないが、フォーラムの調査結果は非常に回収率の低いアンケート調査に依拠しているものであり、若手弁護士の実情と少し乖離しているのではないかという意見もあるので、一応補足させていただく。

(高橋委員長)

私は大学に所属しているので、その立場から考えてみると、修習終了後大学に戻って助教になり、6年経った時点では、講師か准教授クラスであろうか。このころの年間所得金額は300万円を超えるだろう。ただ、人によっては、法科大学院在学中の奨学金の総額が1千万円を超える者もいるようで、その年間返還額を、年間収入・所得金額から控除した場合にどの程度の者が今回の返還猶予に当たるのか、なんとも分からない。しかし、フォーラムの第一次取りまとめでは、年間収入金額300万円以下、年間所得金額200万円以下という具体的な数字が示され、今回の規則案はこれを受けたものである。

(高瀬委員)

貸与制に移行する時の議論の中で、いろいろな条件、状況を想定しながら議論がされたと思うが、現実にはまたそれと違ったもっと多様な対応があり得たというのは事実だろうと思っている。修習生の約87.1%というかなり多くの方が公的な貸与、国からの貸与を受けているとのことである。今回の規則改正では、返還猶予が拡大され、条件は緩やかになったと思う。ただ、今後いろいろな事態が起きると、また貸与制について一つずつ見直さなければならないということが起きるかもしれないが、そうなると、修習生から見て、リスクが高いということにならないか。公的な貸与とは別に、私的な教育ローンのようなものが、修習生に対して用意されているか。そういったローンで、利子が比較的高くないものがあれば、自分の生活設計に合った形でローンを組みたいという方もいるのではないかと思う。もちろんコースクールでローンがかさんでいる方もいるので、再びローンを組むことが、必ずしも良い選択ではないのかもしれないが、私的な教育ローンで利用できるものがあれば、修習生ももう少し柔軟に考えられるのではないかと思う。先ほど返還時期の弁護士のうち年間所得金額が200万円以下の者はおよそ5.5%である、あるいは、もっと多いかもしれないという話もあったが、今後は弁護士だけでなく他の業界も含めていろいろと状況が変わり、非常に多様な対応を迫られるようにも思われる。そこで、修習生が利用することのできる私的な教育ローンがあるのか気になる。

(笠井幹事)

貸与制の制度設計をする中で、従来の給費制の下での支給水準との連続性を考慮し、修習生が生活基盤を確保して修習に専念することができるよう、貸与額が定められた。基本額は月額23万円であり、扶養家族がいたり、あるいは住宅を借りていたりする場合にはそれぞれ加算額での貸与を受けることができ、最高で月額28万円の貸与を受けられるという制度設計が



されている。これに加えて私的な教育ローンを借りなければいけないような制度設計にはなっていなかったように思う。

(高瀬委員)

確かに、給費制からの連続性という点では、その判断は正しかったように思う。ただ、修習生は、給費制の下では返還計画を立てる必要はなかったところ、貸与制の下では、そのことを考えなければならず、状況は違っていると思う。つまり、従来の給費制の下と現在の貸与制を比べると、修習中のキャッシュフローは似ているが、修習終了後の状況は全く違っている。貸与制の是非や貸与額の当否はさておき、司法修習生達の生活設計の中で、もう少し柔軟に私的な教育ローンを利用できるか気になる。例えば、修習資金の貸与を受けず、20年返済の私的な教育ローンを利用したいという方もいるのではないかと思い、伺った。

(笠井幹事)

修習資金は、無利息で5年間返還を据え置き、その後10年間かけて返還するというものであり、おそらくこれ以上に有利なローンはないように思われる。返還という形での負担が生じるのは御指摘のとおりであるが、その中で可能な限りその負担を少なくするためにこのような制度設計がされていると考えている。

(高橋委員長)

今回の改正では、収入金額・所得金額というはっきりした形で、「修習資金を返還することが経済的に困難である事由」が定められることになるが、それ以外の病気などの場合には、従来からある「災害、傷病その他やむを得ない理由」による返還困難として、個別に対応することができる規定ぶりになっている。

他にはいかがか。

(井窪委員)

この給費制・貸与制の問題，あるいは貸与制下での返還条件の問題というのは，究極的には法曹養成制度全体の枠組を検討する中で，最適な方法を検討していかなければならない問題だろうと思う。現在の貸与制の下での貸与額あるいは返還条件が修習生に配慮されたものであることは笠井幹事御指摘のとおりであろうと思う。他方で，例えば，法曹志望者の減少という問題が生じているし，多くの弁護士が必ずしも正当な対価を得られる業務に従事しているわけではない。現在の案については，これはこれで一つの合理的な解決であろうと考えているけれども，最終的な姿というのは，これから，法曹養成制度のあるべき姿や，あるいは法曹のあるべき姿などを時間をかけて検証していく中で，見直されていくべきものだろうと考えているので，この点を付け加えさせていただきたい。

(高橋委員長)

法曹養成制度全体について検討されているところではあるが，現在の貸与制を前提とすれば，経済的困難者に対する返還猶予を定めること自体は合理的であるというのが皆さんの御判断であろうか。

それでは確認させていただく。資料44のとおり司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則を改正すべきであるということを当司法修習委員会の意見としたいと思うが，これでよろしいか。

(出席者全員)

了承。

(高橋委員長)

当委員会においては，司法修習をより充実したものにするため，これまでに弁護導入講義等について御議論いただいていたところであるが，今後とも委員・幹事の皆さんにいろいろとお知恵をお借りすることになろうかと思うので，よろしく願いしたい。

(4) 今後の予定について

幹事会を平成25年1月28日(月)午後4時から、司法研修所において開催し、その結果を踏まえて、委員会を3月4日(月)午後3時から、最高裁判所大会議室で開催することとなった。

(以上)